

(変更前) 代表取締役 吉岡 慎太郎 高岡市末広町40番地

(変更後) 代表取締役 吉岡 幸治 高岡市駅南5丁目2番20号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名及び住所

(変更前) 代表取締役 吉岡 慎太郎 高岡市末広町40番地

(変更後) 代表取締役 吉岡 幸治 高岡市駅南5丁目2番20号

4 変更の日 住所の変更 平成30年12月4日

代表者の変更 令和3年10月1日

5 変更の理由 建物を設置する者及び小売業者の住所と代表者が変更になったため

6 届出の日 令和3年12月24日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年1月19日から令和4年5月19日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月19日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市中村139番1、140番1、141番1、142番1、142番4、143番5、144番1、144番3、139番2の一部、139番5の一部、139番1地先、139番9地先及び172番1地先	同左	道 路 下 水 道	射水市三ヶ1525番地	山徳不動産開発株式会社

特定農業用ため池の指定解除

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第5項の規定に基づき、次の農業用ため池について、特定農業用ため池の指定から解除したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年1月19日

富山県知事 新 田 八 朗

施設番号	特定農業用ため池名称	所在地	指定解除年月日
162010009	柿ノ木原池	富山市吉作	令和3年 12月24日
162010020	中野溜池	富山市横樋	
162020073	寺ヶ谷の溜池	高岡市福岡町上野	
162050619	虚空蔵の池	氷見市戸津宮	
162051457	裏山の池	氷見市戸津宮	
162070002	北枕野	黒部市枕野	
162070010	窪野上	黒部市石田野	
162070016	大谷	黒部市宇奈月町大谷字前大谷	
162090133	浅地馬場1号池	小矢部市戸久	
163220010	奥の池	上市町釈泉寺	
163230005	第二辻山待池	立山町目桑	
163230014	大池	立山町池田	

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）第18条の規定により次のとおり公告する。

令和4年1月19日

富山県教育委員会

1 失効した免許状

氏名	岩上 浩一郎	
本籍地	富山県	
免許状の種類	教科又は 領域	授与権者
中学校教諭1種免許状	保健体育	東京都
高等学校教諭1種免許状	保健体育	東京都

2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ホ）に該当したため

3 失効年月日

令和3年12月3日

